

12 制度 マイナ保険証

マイナ保険証とは

- マイナンバーカードと健康保険証が一体化したもの（事前に、マイナンバーカードの健康保険証利用登録が必要）
- 次のようなメリットがある。
 - ・データに基づくより良い医療が受けられる
 - ・手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払が免除される
 - ・マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる
 - ・医療現場で働く人の負担を軽減できる
- マイナンバーカードを所持していない等で健康保険証利用登録ができない者には、「資格確認書」が交付される（原則として、被保険者資格取得届や被扶養者（異動）届の提出時、交付の要否を明示する）
- マイナ保険証が利用できない医療機関等で受診する場合は、「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証と一緒に提示する
- 従来の健康保険証の新規発行・更新・再発行は、令和6年12月2日より行われなくなった

一体化後の保険医療機関等の受診方法

受診方法	使用可能医療機関等	有効期限
マイナ保険証	オンライン資格確認が可能である医療機関のみで使用可能	原則マイナンバーカード自体の有効期限まで
(従来の) 健康保険証	すべての医療機関で使用可能	令和7年12月1日までの経過措置期間をもって、使用不可（＊）
資格確認書		最大で5年
マイナポータル (スマホまたはPDF) + マイナンバーカード	すべての医療機関で使用可能 (スマホまたはPDFのみ提示での受診は不可) ※PDFとは、マイナポータルからスマホ等の端末にPDF形式で医療保険の資格情報を保存したもの	無
資格情報のお知らせ + マイナンバーカード	すべての医療機関で使用可能 (資格情報のお知らせのみ提示での受診は不可)	無

*令和7年12月1日以降も被保険者でマイナ保険証を所持していない場合は、資格確認書が交付される予定